

第 19 号議案

桶川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び桶川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 桶川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年桶川市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(指定介護予防支援の業務の委託) 第13条 略 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則 <u>第140条の66第1号ロ(2)</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。	(指定介護予防支援の業務の委託) 第13条 略 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則 <u>第140条の66第1号イ</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

第 2 条 桶川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 26 年桶川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。

(2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合に

あつては、当該改正後の項を加える。

(3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 地域包括支援センター運営協議会 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる<u>職員</u>が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の<u>員数</u>は、原則として次のとおりとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(3) 地域包括支援センター運営協議会 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる<u>職員及び同条第5項に規定する同条第1項各号に掲げる職員以外</u>の職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p> <p>(職員の基準及び員数)</p> <p>第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の<u>員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支</u></p>

援センターの運営の状況を勘案して必要
であると認めるときは、常勤換算方法
(当該地域包括支援センターの職員の勤
務延時間数を当該地域包括支援センター
において常勤の職員が勤務すべき時間数
で除することにより、当該地域包括支援
センターの職員の員数を常勤の職員の員
数に換算する方法をいう。以下同じ。)
にすることができる。次項において同
じ。)は、原則として次のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険

者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。		者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。	
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	第1項各号 に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号 に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の 前項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の 第1項第1号 に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
		<p>4 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に当該地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数の基準は、第1項各号に定める員数のいずれかに当該区域における第1号被保険者の数がおおむね2,000人増加するごとに1人を加えるものとする。</p> <p>5 地域包括支援センターは、担当する区域の実情に応じて市長が必要と認めた場合は、当該地域包括支援センターにおいて第1項各号に掲げる職員として当該各号に定める員数以外の職員を置き、又は同項各号に掲げる職員以外の職員を置くことができる。</p>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及

び第2条中桶川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例第2条の改正は、公布の日から施行する。

令和7年2月19日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。